

3月22日日は熊本県知事選

選挙当日に投票所へ行けない人などは期日前投票・不在者投票をご利用ください。

期日前投票

期日前投票をするためには、宣誓書の提出が必要と なります。

●期日前投票所•投票期間

3月 6日 → 21日 ⇒ ▷市役所本庁 ▷内牧·波野支所 3月14日 ~ 21日

- ※投票期間の前半は投票者数が少ないため、今回から両支 所の投票所開設期間を短縮しています。
- ●期日前投票時間 午前8時30分~午後8時



不在者投票

3月6日織~22日印に阿蘇市外に滞在する人や、病院に入院しているなどの理由により投票に行くこ とができない場合は、不在者投票をご利用ください。

不在者投票には、所定の手続きが必要です。不在者投票を希望されるときは、お早めにお尋ねください。

●他の市区町村(滞在地)で行う不在者投票

阿蘇市の選挙人名簿に登録されている人が、 投票日まで他の市区町村に滞在する場合は、 滞在地の市区町村選挙管理委員会で不在者投 票ができます。

※郵便等でのやり取りが必要ですので早めに 申し出てください。

●指定病院等で行う不在者投票

不在者投票ができる施設として、熊本県から 指定を受けた施設(病院や老人ホーム等)に 入院(入所)中の人は、その施設で不在者投 票ができます。指定施設での不在者投票につ いては、その施設に申し出てください。

●郵便等による不在者投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳をお持ちで一 定の要件に該当する人や、介護保険被保険者 証の要介護状態区分が「要介護 5」で郵便投 票証明書の交付を受けている人は自宅で投票 ができます。

※郵便投票証明書の交付には、阿蘇市選挙管 理委員会への事前の申請が必要です。

●その他

期日前投票期間中に18歳になる人は、誕生 日の前々日まで不在者投票ができます。誕生 日の前日からは、期日前投票ができます。

共同配車始めました。

「タクシーコール阿蘇」

※りんどうタクシー:0967-32-0531 ーの宮タクシー:0967-22-0161

は「タクシーコール阿蘇」で電話をお受けして配車しております。

「タクシーコール阿蘇」代表番号0967-22-016



市税の納付は口座振替が便利です

問税務課 収税係 ☎ 22-3148

税の納付は口座振替が便利です。納期限日に、金融機関の口座から自動的に振替されますので、市役所や金融機関等に行く手間を省くことができます。ぜひご利用ください。

●□座振替にできる税

▷個人市県民税(普通徴収)▷固定資産税▷軽自動車税▷国民健康保険税

●取扱金融機関

肥後銀行 熊本銀行 熊本県信用組合 JA阿蘇 ゆうちょ銀行・郵便局



●振替の開始

金融機関に提出された月の翌月以降の納期の分から振替開始となります。

●手続方法

阿蘇市内の金融機関に「阿蘇市市税等口座振替依頼書」が備えつけてありますので、「納税通知書」、「預貯金通帳」、「通帳届出印」を持参の上、必要事項を記入・捺印し、取扱金融機関に提出してください。

- ※阿蘇市外の金融機関には「阿蘇市市税等口 座振替依頼書」が備えつけてありませんの で、市役所税務課までご連絡ください。依 頼書をお送りします。
- ※手続き後は、翌年度以降も引き続き口座振 替となります。

税金の延滞金の率のお知らせ

圓税務課 収税係 ☎ 22-3148

外期限までに税金が完納されないときは、右記に示す期間ごとの率の延滞金が加算されます。

無駄な負担を増やさないよう市税等は納期限内に納付してください。納期限内に納付できない場合は税務課にご相談ください。

延滞金の率

納期限の翌日から1カ月まで **2.6**%

納期限の翌日から1カ月以後 8.9%





宅地復旧支援事業は事前の申し込みが必要です

間住環境課 都市·環境係 ☎ 22-3169

肯ド本地震復興基金により、熊本地震で被災した宅地の復旧に対する支援を実施し ています。

ことし4月以降に当事業を利用して復旧工

事を考えている人は、3月31日火までにエ 事前の申込みが必要です。

※相談のみ行った人も申込みが必要です。

●申し込みができる人

宅地の所有者または管理者等

- ●申込期限 3月31日(火)
- ●申し込み・相談窓口 住環境課 都市・環境係
- ●申請に必要なもの
- ▷宅地被害の被災状況を確認できる資料(写真等)
- ▷対象工事の見積書、図面等
- ▷印鑑 ▷その他

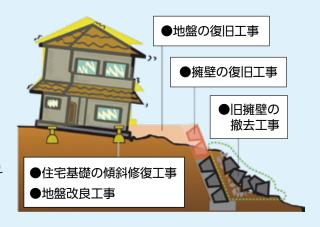
●対象となる工事

- ▷のり面の復旧工事
- ▷擁壁の復旧工事(被災した擁壁の撤去・復旧等)
- ▷地盤の復旧工事(陥没の復旧工事等)
- ▷地盤改良工事(液状化が発生したとみられ る宅地での液状化対策工事等)
- ▷住宅基礎の傾斜修復工事

●支援(補助)額

対象となる工事費から50万円を控除した額 の3分の2を補助します。

(対象工事の上限は、1,000万円)



※事前の申し込みをしていない場合、支援を受ることができませんので、必ず期限内にお申し込 みください。

災害時に備え「食の自立」を

食生活改善推進員協議会一の宮支部では、熊本地 震で得た教訓から、災害時の食の自立についての啓 発活動に取り組んでいます。熊本地震時には県民が 自分に合った食事の量や内容を判断して料理や食品 を選択する知識不足がうかがえたそうです。日頃か ら災害時の対応を意識し、家族構成や健康状態に合 わせた食料や飲料水等の備蓄をしておくことの大切 さを呼びかけているところです。

また、災害時食材をポリ袋に入れて加熱するパッ ククッキングで、ご飯・蒸しパン・トマトとサバ缶の カレー・焼き鳥缶と切干大根の煮物の調理実習を行



いました。鍋を汚さず片付けが簡単、袋のまま食べる ことができ衛生的等々多くのメリットを感じていま す。「備えあれば憂いなし」・・・多くの方々に「食の 自立』の重要性を伝えていきたいと思います。

(一の宮支部)



被災者生活再建支援金(加算支援金)の申請はお済みですか?

問福祉課 総合福祉係 ☎ 22-3167

育じ本地震にかかる被災者生活再建支援金 (加算支援金)は5月13日例までが申 請期限です。まだ申請がお済みでない場合は、 お早めに手続きをお願いします。

※これまで支給を受けた人への追加支給を行 うものではありません。

●申請に必要なもの

- ▶住宅の建設・購入、補修または賃借が確認 できる契約書等の写し
- ※再建方法等により、別途、書類提出が必要 な場合があります。

特急バス「やまびこ号」を利用した高校生の通学に助成金を交付します

問教育課 学務係 ☎ 22-3229

R代替バスを利用して熊本方面に通学している阿蘇市内在住の高校生が特急バス「やまび こ号 を利用した場合、助成金を交付します。

●対象者

- ▷阿蘇市内在住の高校生(住民票のある人)
- ▷ J R 代替バスの定期券購入者
- ▷その他市長が必要と認める人 (熊本市内の私立中学校に通学する人など)

●補助額

乗車料金の概ね7割を後日助成 ※詳細は申請時に確認してください。

●申請受付開始日

3月2日(月)~ (随時)

●申請に必要なもの

- ▶申請書 ▶住民票の写し
- ▷高校在学証明書(生徒手帳等)
- ▷代替バス定期券写

●申請場所

教育課学務係 内牧支所 波野支所

日・祝日はスクールバス早朝便を運行

JR 代替バスが運行されていない日曜・祝日は、予約制によるスクールバスの早朝便を運行しています。

- ▷利用無料 ▷予約制 ▷日曜·祝日の早朝1便JR肥後大津駅前までの送りのみ
- ▷乗車場所は「JR代替バス」と同様

診療科目

内 科

整形外科 リウマチ科

胃腸科

循環器科

リハビリテーション科

受付時間

午前7:30~12:00午後13:00~17:45 土曜7:30~11:00

診療時間

午前9:00~13:00 午後14:00~18:00 土曜9:00~12:00

綦 医療法人 社団大徳会 大 阿 蘇 病 院

阿蘇市一の宮町宮地5833

TEL: 22-2111 FAX: 22-2114